

諮問第 119 号（特定の事業者に係る電話記録関係文書）の答申概要

件名	特定の事業者に係る電話記録関係文書の部分開示決定に対する異議申立て（第三者異議申立て）		
対象公文書	平成 13 年 4 月 5 日受信の電話口頭記録用紙		
非開示理由	条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）		
実施機関	知事（農業水産部研究調整室）		
諮問日	平成 14 年 11 月 15 日	答申日	平成 15 年 4 月 23 日
論点	異議申立てに係る部分の一部記載内容についての事実関係の有無 事業活動情報（条例第 7 条第 3 号）該当性		
審査会の結論	<p>静岡県情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する第三者から異議申立てがされている平成 13 年 4 月 5 日受信の電話口頭記録用紙の一部を開示する決定について、当該公文書に記載されている情報で同条例第 7 条第 2 号に該当する個人の氏名を除く部分は、同条第 3 号には該当せず開示するとして静岡県知事の決定は、妥当である。</p> <p>異議申立てに係る部分の一部記載内容についての事実関係の有無</p> <p>当審査会は、汚泥堆肥の原料及び生産工程を無断で変更したこと、その旨を実施機関へ報告したことはなかったか否かを確認するため、実施機関、異議申立人の双方に当該情報が事実であること又は事実でないことを明らかにするよう資料の提出を求めた。</p> <p>実施機関の主張及び提出資料によれば、平成 12 年 8 月 11 日付けで福田町住民から研究調整室へなされた異議申立人が製造する特殊肥料に関する照会に回答するため、研究調整室の担当者が異議申立人に対し事実関係を照会したところ、異議申立人から平成 9 年 1 月 31 日に実施機関が受理した特殊肥料生産業者届出書に記載された原料が変更されていたとの申出がなされ、このことは福田町住民への回答を起案した公文書の余白に記載されている。また、この申出を踏まえて、平成 12 年 9 月 28 日に異議申立人の専務取締役及び開発部長が届出の取扱いについて相談するため来庁した際に、異議申立人の担当者は、当初の届出書にコピーかすが含まれていたため、改めて届け出し直す必要があるとは知らなかったと述べており、このことは来庁記録に記載されている。さらに、異議申立人は、来庁後の平成 12 年 9 月 30 日に汚泥堆肥の廃止届、平成 13 年 3 月 19 日にコピーかすの新規生産届を実施機関へ提出していることが認められる。</p> <p>これに対し、異議申立人が平成 12 年 9 月 30 日まで当初の届出書に記載された原料により肥料を生産していたことを証するものは、異議申立人から提出されてはいない。</p> <p>そうであるとすれば、上記異議申立人の主張は根拠がないものであるといわざるを得ない。</p> <p>事業活動情報（条例第 7 条第 3 号）該当性</p> <p>異議申立人は、本件公文書には自らが確認していない事項が記載されているため、開示されることにより、事業活動に支障を及ぼすおそれがある旨主張するが、当該情報が確認されていないことのみをもって、直ちに同号に該当するわけではなく、次のア又はイに掲げるおそれがあるかどうかで判断することとなる。</p> <p>ア 競争上の地位を害するおそれ</p> <p>本件公文書には、異議申立人の生産技術上、販売上、営業上のノウハウに関する情報は記載されていない。したがって、本件異議申立てに係る部分が公にされ他者に知られることで、異議申立人の競争上の地位が害されるとは考えられない。</p> <p>イ 権利、正当な利益を害するおそれ</p> <p>まず、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の信用又は社会的評価が損なわれるかどうかについて検討する。</p> <p>異議申立てに係る部分は、主として研究調整室が把握した事実に基づき肥料取締法に基づく行政指導の経緯を記載した情報であり、その内容もこれまでの事実経過であって、異議申立人に対する評価が記載されているものではない。したがって、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の信用又は社会的評価が損なわれるとは考えられない。</p> <p>次に、異議申立てに係る部分が公にされることにより、現在、異議申立人と福田町との間で行われている民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討する。</p> <p>異議申立人は、異議申立書の中で、異議申立てに係る部分が公にされることにより、現在、福田町との間で行われている民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあると主張するが、異議申立書の補正書及び意見書においても、そのおそれについての具体的な説明は何らなされておらず、平成 15 年 2 月 18 日に行われた異議申立人の意見陳述においても具体的な説明はなされなかった。異議申立てに係る部分が公にされることにより、福田町との民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めることはできない。</p> <p>これらのことからすれば、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の権利、正当な利益が害されるおそれがあるとはいえない。</p> <p>以上のことから、異議申立てに係る部分は条例第 7 条第 3 号には該当しない。</p>		

